

## 第13回

### 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後1時00分から午後4時00分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階大会議室

3. 出席委員(18人)

会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1人)

会長 1番 内野敏一

5. 議事日程

議事

議案第109号	農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
議案第110号	農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
議案第111号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第112号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第113号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第114号	農地改良届出について
議案第115号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第116号	令和5年度最適化活動の目標設定について

議案第117号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた農地の別段面積（下限面積）の廃止について

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせんてんまつについて（報告）
- 3) 農政対策委員会報告について
- 4) 農地対策委員会（B班）報告について
- 5) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（2月認定分）
- 6) 農地法第3条審査の考え方、営農計画書について
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	楠 原 一 昭
農 地 活 用 係 長	前 村 永 久
主 幹	古 川 康 浩
主 事	沖 香 菜 子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

今日は、携帯のチェックをよろしく願いいたします。議案審議中に鳴らないように、よろしく御配慮のほどお願いします。

今日も、天気のいいお忙しい時間帯に皆さん集まっていただきまして、ありがとうございました。

今週あたりから急に気温が上がって、桜の開花予想も来週あたりになれば開花が始まるんじゃないかなろうかというふうなことも言われております。

本日は、会長が体調不良のため欠席でございます。私が今日は議長ということで、初めての経験でございます。いろいろ迷惑をかけるかと思いますが、皆さん協力していただきますようによろしく願いいたします。

開会の挨拶に続きます。

ただいまより、第13回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、内野会長が欠席で、ただいまのところは加茂委員が遅れてこられるようです。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は、ただいまのところ17名です。委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、議長挨拶となりますけれども、本日は内野会長が欠席されておられますので、井上職務代理者に議長をお願いしているところでございます。冒頭、井上職務代理者には御挨拶いただきましたので、議長挨拶につきましては省略いたします。

それでは、議長に議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

本日の議事録署名員は、原田正成委員と丸山文子委員を指名いたします。

では、5番目の議事に入りたいと思います。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第109号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

それでは、内容を説明いたします。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上1件につきまして、御審議をお願いいたします。

議 長

以上、説明が終わりましたが、御質問はありませんか。

二丈田中ということなのですが、田中委員は何か情報を持ってありますか。

農業委員

私は、今日これを見て初めて、この■■■さんを知ったわけですが、どこでハーブとか花卉をしているのかも存じ上げておりません。

今後、またいろいろ情報を仕入れたいと思います。以上です。

議 長

分かりました。ありがとうございました。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入りたいと思います。

同意の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手多数として、本案は同意ということにいたしたいと思います。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第110号「農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について」、あっせん委員並びに譲受候補者等の選定をお願いいたします。

それでは、受付番号順に申出内容を御説明いたします。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

今回この分につきましては、議案書の87ページに記載の報告を上げておりますとおり、以前、譲受候補者等の選定をしておりましたが、あっせんのおてんまつということで不調に終わっておりますので、改めて譲受候補

者の選定をお願いするものでございます。

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、3件の申出でございます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま説明がありましたが、あっせん申出について、あっせん委員を指名いたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

以上、3件です。ほかの委員は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

あっせん委員の議受候補者の発表をお願いします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

それでは、事務局、確認の意味で発表をお願いします。

事務局

**【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長

それでは、あっせん成立に向けて、欠席されてある推進委員の方とも連絡を取り合いながら進めてもらいたいと思います。

議 長

では、次の議事に入ります。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第111号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長                    それでは、順番に沿って進めたいと思います。  
                               まず、1番を山北敬子委員、よろしくお願いします。

農業委員                番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    続けて、2番もお願いします。

農業委員                2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    ありがとうございました。  
                               続きまして、3番を古家委員、お願いします。

農業委員                受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長                    ありがとうございました。  
                               続きまして、4番、5番は私が発表いたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

                               それでは、提案いただいた案件について質問がある方、挙手をお願いします。

                               ございませんか。

                               (質問、意見なし)

議 長                    ないようですので、事務局、審査表の説明をお願いします。

事務局                    農地法第3条第1項の許可につきましては、議案書の10ページに記載  
                               しております7つの審査項目を判断材料として御審議いただくことになり  
                               ますけれども、今回申請の5件につきましては全て「いいえ」に該当して  
                               おりますので、書類上の判断につきましては許可相当と言えるものでござ  
                               います。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、採決に入ります。  
申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。許可と判断いたします。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の14ページをお願いいたします。  
議案第112号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」  
御審議をお願いいたします。

議 長

今回は、第2調査部会が担当しておりますので、東司部会長、よろしく  
お願いします。

調査部会長

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の15ページの地図をお願いいたします。別冊の現地  
調査資料の1ページと2ページをお願いいたします。

農振区分は農用地区域内の農地ではありますが、表土の仮置場のため、一  
時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見も出てい  
ませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をして  
おります。

議 長

ありがとうございました。  
報告がありました案件につきまして、質問をお受けしたいと思います。  
どなたか、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、事務局、審査表の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定に関しましては、こちらは議案書の13ページに書いておりますこちらの審査項目で判断することになりますけれども、資金計画書により「適当」であるとか、「必要最小限の面積」、今回一時転用ということで作付計画もあるということですので、書類審査上の判断としましては許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長 それでは、採決に入ります。  
申請に対して、許可相当と思われる方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員とみなし、本案は許可相当といたします。

議長 次の議事に入ります。

事務局 議案書の20ページをお願いいたします。  
議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 これも第2調査部会のほうから説明をお願いします。

部会長 議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。  
番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の26ページの地図をお願いします。別冊の調査資料の3ページと4ページもお願いいたします。

白糸の滝自然散策道の利用者の駐車場として計画されています。

なお、数十年前の県道の開通により、現状の形態となったようです。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第2調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号2番。



**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の31ページの地図をお願いいたします。別冊の資料の5ページと6ページもお願いいたします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としましては、水路関係管理者の協議はありますが、ほかの各課からは特に支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の36ページの地図をお願いいたします。別冊の7ページ、8ページもお願いいたします。

農地区分は第3種農地であり、問題ありません。

第2調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから、許可相当であると判断しております。

続きまして、番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の41ページをお願いいたします。別冊の9ページと10ページをお願いいたします。

この案件は、農地対策委員会で違反指導を行っていた場所です。また、申請地付近も同様に違反指導を行っております。今回、始末書や違反の是正に関する撤去誓約書を添付した上で、許可申請となっております。

農地区分は第1種農地ですが、申請人が経営する養鶏場の作業場及び卵の集荷施設等の転用目的のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としましては、都市計画法の確認もできており、また関係各課から特に支障となる意見も出ていません。また、周辺農地への影響がないことから、許可相当はやむを得ないと判断しております。

続きまして、番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の45ページの地図をお願いします。別冊の説明資料の11ページと12ページもお願いいたします。

今回、5区画の宅地分譲の計画となっております。農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がないことから、問題はありません。

第2調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課からの意見は調整できますし、周辺農地への影響がないことから、許可相当であると判断しております。

続きまして、番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の51ページの地図をお願いします。別冊の13ページと14ページもお願いいたします。

今年の2月2日に農振解除の告示となっております。農地区分は第1種農地ですが、公共性の高い事業への転用目的のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としましては、都市計画法の開発許可を伴う案件であり、関係各課からの意見は調整できますし、周辺農地への影響がないことから、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号7番ですが、非常に件数が多いため、議案書に載っている一番を読み上げます。よろしいでしょうか。

議長

はい、許可します。

部会長

続きまして、番号7番です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の57ページの地図をお願いいたします。別冊の15ページと16ページの地図もお願いします。

今年の2月2日に農振除外の告示となっております。農地区分は第1種農地ですが、既存敷地の拡張となりますので、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課からの意見は調整できますし、周辺農地への影響がないことから、許可相当だと判断をしております。

最後になります。番号8番。

### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の62ページと別冊の資料の17ページと18ページをお願いいたします。

この案件は、2月総会で継続審議となっております。断面図の関係もあつたんですが、主に敷地内の雨水排水計画が出ていなかったことにあります。農地区分は第1種農地であります。公共性の高い事業への転用目的のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としましては、雨水排水計画の確認ができ、また都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課から意見は調整できますし、周辺農地への影響がないことから、許可相当であると判断しております。

なお、雨水排水計画の詳細については、事務局よりお願いいたします。

事務局

こちらの受付番号8番について、前回、断面図につきましては議案書の66、67ページに掲載しております。前回、必要な断面図がなかったんですけれども、こちらの断面図のほうも提出されておるという状況でございます。

続きまして、65ページを御覧いただきたいんですけれども、雨水の排水計画ということで、ちょっと小さくて分かりませんが、申請地の北側が山ということで、申請地のほうも素掘りの水路があつた状況なんですけれども、今回この65ページでいきますと、まず水路が上からの排水路が2本立てでなっております。場所的には、上から来て、申請地の一番東側に縦線でU字溝を設ける計画。そして、申請地の北側から東側に迂回しているところがありますけれども、こちらのほうもU字溝を設置するという計画でございます。

まず、西側の側溝からの排水口といたしましては、こちらのところでは見にくいんですけれども、駐車場が計画されておまして、駐車場の南側すぐ、このU字溝から貯水ますに一度雨水をためておいて、オーバーフローする分を既設の南側水路に排水するという計画で、雨水量の流量の調整をしておるところでございます。

今度、またもう一方の北側から東側に迂回する水路がございますが、こちらは建物のすぐ南側が運動場でございますので、迂回したU字溝から雨天の日は運動場に排水して、運動場であふれた分を南側水路に排水するという計画でございます。こちら雨量が多いということで流量を調整した形で、今回北方向から排水の計画を立てておるという状況でございます。

排水計画についての詳細については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

ただいま報告がありました案件につきまして、質問をお受けいたします。どなたか、ございませんか。

農業委員

受付番号6番です。

老人ホームということで、各課意見の中に農地政策課の農繁期の際、水路が満水になるおそれがあるため、地元水利関係者と十分協議を行うということですが、この件につきまして地元のほうとの協議は終わっているのか。

あと、もう一点です。その前の受付番号5番の件で、ここも農地政策課ですが、開発地南西部の水路敷の放流部が閉塞しているため、農地政策課と別途協議をお願いするというので、協議が進んでいるのかどうかというのを確認したいと思います。

事務局

こちらは、まず5番、■■■■の分でございますけれども、こちらは現在協議中ということで、まだ結論までは達していないというところでございます。こちらの件の排水のほうは、確かに申請地から、ちょっと先の南側のほうに流れるような雨水ということで聞いておりますので、こちらのほうが今調整中でありまして、開発協議、いわゆる地元協議を32条協議までには、まだ至っていませんが、最終的にはそういう排水計画を調整した上で、32条協議、その後29条の再度申請という流れでございますので、現段階では調べていないという状況でございます。

あわせて、6番の状況につきましても、こちらの農地政策課の件でございますが、現在、水利承諾書のほうは■■■■のほうから出ておりますけれども、瑞梅寺水利調整委員会の対象地ということで、これも協議を進めておる状況だということで聞いております。

こちらにつきましても、開発許可申請に至るまでの協議段階ということで、今のところ協議中だという確認しかできていない状況ではございません。以上でございます。

議長

ほかにございませんか。

農業委員

受付番号2番で確認したいんですけども、計画平面図がございまして、この東側の道路ですね。道の現状にかなり差異があるんじゃないかというふうに思うわけですが、それと水路敷の関係はどのように確認されておるか、お尋ねしたいと思います。

34ページ、東側、道路があるじゃないですか。出入口と書いてあるんですけど。それと、上のほうに水路敷がありますよね。現況と合っていないように思うんですけども、確認はされたのでしょうか。

事務局

この33、34の現況と計画図というところ、こちらは32ページに字図が載っておりますけれども、申請地の北側につきましては水路敷地がなく、また水路敷地としましては、こちらの字図でいきますと、申請地の382番地のすぐ下の381番、田の右に、道路の間に線が入っているところが水路敷地というところが公益的な水路敷地でございます。

差異という部分につきましてはあれなんですけれども、今回、34、35で見たところ、境界というところにつきましては、まずA'—A断面につきましては、北側がA側になりますけれども、今、間知ブロック等がありますのでこちらの柵が境界というところと、381番との間に一応、畝的なものがありまして、その下が境界という表示でございます。

B—B'断面につきましても、ありますとおり、まずB'側につきましては東側道路で、道路ののり面があってというところでございます、このB'側の新設U字溝から新設U字溝がございますので、のりの下という境界と、現地のほうではのりの中ほどではないかなあとおっしゃったけれども、そちらが境界ということに。また、381との境につきましては、境界の畝の下が境界という表示ですけれども、この畝のほうから立ち上げた土羽を計画しておるということでございます。

C—C'につきましても、C'側につきましては新設U字溝の絵がございますけれども、道路ののりの中頃かと思っておるんですけれども、のり下が境界ということで記載があるところです。

この部分での差異というところをもう一度お願いいたします。どこに差異があるのかと。御質問で、図面に差異があるということでしたけれども。

農業委員

現地と。現状確認とですね。現状の形状との差異があるのではないかと。現在の状況を見られたかということですね。それと計画の差異があるんじゃないかということです。

事務局

現状は、33ページの現況平面図というのがありますが、これとは違うということですか。

33ページが現況の平面図で、今、前村のほうから説明をしましたけれども、2段になっている。それで、その横断図が35ページに書いてあるんですけれども、34ページはあくまで計画している分で、土地が上がりますので、のりが逆につくということと、断面図で言えば、今説明したとおり、道路側に新設の側溝を入れるということで、34ページの計画図のほうには、平面図のほうに落蓋式U型側溝240と書いてあるとおりにU字溝が入るといような計画となっておりますので、現況が違うのがどうかということだけちょっと補足していただければ。

農業委員 U字溝は分かるんですけど、現状の高さが全然違うからね。計画的には大丈夫かなど。

事務局 そうですね。申請地は実際2段になっています。北側の道路からちょっと1枚目のところが低くて、さらに2段目が40ぐらい低くて段がついている状況になっています。

これが断面図のA'—Aでなっているところ。今回、同じ高さにするということで、計画については上のほうで平たくするという計画でございますけれども、一応2段のほうを今回1枚にしたいというような計画で上がっているということでもあります。

農業委員 分かりました。

議長 ほかにありませんか。

農業委員 ちょっと聞き漏れかもしれませんが、質問させていただきます。  
受付番号1番は写真を見ると完成しているように見えますが、どういう状況でしょうか。

事務局 現状につきましては、一度非農地証明が出されたところでありまして、非農地証明が認定できないというところがございます。

こちら、現状としては、部会の報告もございましたとおり、現状については十数年前の県の道路買収によって現状になったというところで、ある程度完成はしている状況でございますが、こちらの写真のとおり、実際は使えない状況ということで、入り口はストップしておりまして、許可が出た後、使いたいということもございます。

今回、白糸自治会のほうからの申請となっておりますけれども、まだ完成するまで、ちょっとこのままにしておけるという状況でございます。始末書のほうは、白糸自治会の前からこの状態ということで、取得はしていない状況でございます。

現地のほうは、あらかじめ完成したような形になりますが、許可後に利用ということで伺っております。以上です。

議長 この前聞いた話は、ここも県道が新しくできたときにずうっと資材置場の状態で使われてきた形跡があるらしいですよ。だから、こういうふうな写真みたいな今の状況になっているということを知っております。

いいですか。

農業委員 受付番号4番の[REDACTED]の件ですけど、従業員のことが書いて

ありますけれども、使われてるんでしょうが、他の場所にも是正計画もあるということですが、そこも全部出てきているんでしょうか。

議長

この件は、いろいろ前から問題になっていた件です。許可相当の経緯を詳しく事務局から説明させます。

事務局

今回、申請地に上がってきて、農地対策委員会のほうでも2か所見に行っております。

今回の申請地、42ページの字図でありますとおり、申請地は5142-1でございます、こちらのほうがまず違反というところで、農地対策で行っております。

この字図からいきますと、右手のほう、細長く5308という地番がありますけれども、こちらのほうも農地対策で違反の是正指導をしておるところでございます。5308につきましては、こちらにも砂利と簡易的なプレハブが置かれておる状況であったということになります。

41ページの位置図があるかと思いますが、この申請地の南西側にハウスマイナのが建っているところがありますけれども、こちらが■■■■が養鶏場として営農している場所でございます。今回の申請に至っては、始末書等は申請地と5308番、この分についても始末書が出ておる状況でございます。

今回、まずは作業所及び駐車場という部分につきましては、こちらの養鶏場の施設の卵の保管庫というところ。ごめんなさい、44ページの計画図でございますけれども、その申請地の南西側にある養鶏場から運んでくる卵の仕分け施設というところと、従業員の駐車場で、今回、卵につきましては大型トラックで納品といいますか、搬送いたしますので、この養鶏場施設の作業場、集荷施設、職員並びに卵の搬送車両の駐車場というところが転用目的でございます。

この部分につきましては、5308番が違反の状態であれば、今回の申請につきましても、まずは違反の是正をしてからということにはなるんですけれども、今回同時に5308番につきましては現状の砂利の撤去、それとプレハブ倉庫の撤去という内容の誓約書の添付により、始末書の添付もありましたが、撤去をしますという誓約書であらかた違反の是正が見込める状況という内容でございましたので、今回申請が上がってきたという内容でございますので、現状としては始末書の申請地と5308番の始末書と撤去という内容等の申請となっております。以上でございます。

農業委員

5308番の砂利の撤去等につきましては、まだやっていないんですか。

事務局

今回、誓約書のほうで、こちらは[ ]の代表を協議ということで呼び出した中で、今回この申請地付近には砂利を撤去する場所、並びにプレハブを移設する場所がないということで、落としどころといたしまして、協議の結果でございますが、今回の申請地へプレハブの倉庫を持ってくるといふところと、砂利も併せて許可が出たらすぐ動かす、許可後60日以内には持ってくるといふところで最終的な協議といえますか、確認をできたので申請が上がっておりますので、イメージ的にはこの申請地の許可が出た後、5308番のもの、砂利、プレハブを移設してくるといふ内容で是正を認めたといえますか、そういう内容であれば是正ができるという判断の下、受け付けたものでございます。

事務局

今回、この案件につきましては、昨年7月に現地調査のほうで違反というのが判明しまして、その後、是正の指導を行っていたわけですが、是正に向けていろいろとやられておったという状況がありましたけれども、それに加えて、先ほど説明しました5308番地の違反というのが発覚したと。是正の協議をする中で、もう一つのほうの違反内容が是正されないとこれは協議になりませんというものは申し出ておったわけですが、今、前村のほうでも説明しましたとおり、撤去をして移設する場所がないといふところで、なおかつ今回申請が上がっているところについては、養鶏場の施設としては審議の対象になり得る、受付ができるという判断の下、協議をさせていただきました。

その中で、先ほど申しました撤去誓約書というものを、これはもう必ずしていただかないと駄目ですといふことで提出をされました経過がありましたので、協議の結果ですが、今回審議の対象として受付をしておるといふような状況です。

農業委員

それは、ちょっとおかしいような気がするのは私だけかなと思うんですけど、都合のいいような言い方ばかりで、ここの申請が通ったら悪いところを直しますと、もってのほかじゃないかなと思うんですけども、農業委員会としては、やっぱりはっきり言うことは言うべきかなあと私は思います。

事務局

全体の審議という中で、事前にちょっと三役とも相談といえますか、考え方ということで整理した中では、今、中原委員がおっしゃるとおり、片づけた後じゃないかといふのがもっともなところでございますが、今回は是正ができるというところにポイントを置いたところ、まず5308の場所がないといふところがありました。それと、5142-1の今回の申請地につきましては、都市計画法上は養鶏場のほうとして認められておるけれども、農地法上は違反であるといふところで、今回の許可によって両方の



違反箇所を是正できないかというところで受付に至ったというところがございますので、おっしゃるように撤去が先じゃないかというところは重々なところでございますが、御審議といたしましては是正するというところもポイントに置いていただければと考えております。

今回、許可後に当該申請地とすぐ隣の5308も計画どおり進めば、両方の是正になるというところの判断もちょっと三役に仰いだところがございます。以上でございます。

議 長

これは三役協議でも、5308のところの違反状態を解消してからということで強く言ったんですけど、それを待っているといつまでも違反状態が解消されないんですね。それで、百歩譲って早く違反状態を解消するためには、このような方法しかないんじゃないかなろうかというふうなことで、今回の提案としてあるんだと思います。

いいですか。ほかにありませんか。

農業委員

番号7番の九星飲料さんの分ですけど、3万5,620平米ですか、かなりの面積を転用されるようですけど、周辺の農地の被害というか、影響というか。57ページを見ると、池田の水源地、第1号水源とか第2号水源とか、近くにあるんですけど、それに対する影響などがあれば。その辺をちょっと心配するんですけど、もし分かったら教えてください。

事務局

今回、水源地の付近というところもあるのでということで、開発の審査会では上下水道というところも入ってくるわけでございますけれども、今回転用の意見を聴取する際には、規制する建設課、都市計画課や環境政策課というところで、この該当の部分にしか意見を聴取しておりません。

恐らく、水源地に影響があるのであれば、開発の審査会の協議の中ではどうだということが出るかと思いますが、今回ここまで上下水道の関係の協議がどうだということは、ちょっと事務局としては問い合わせしていない状況でございます。申し訳ございませんが、そういう状況です。

議 長

農振協議会でも除外した案件なんですけど、大体これは倉庫用地なんですよ。工場じゃないということで、できたペットボトル、飲料水を置く場所が足りないということでここに建設される予定というふうに、そのときは説明がありました。工場ではないんですね。

確かに、市の飲料水のくみ上げ場のすぐ横までの転用地になっております。

いいですか。

農業委員

そうすると、この敷地内に、図面の文字が小さくて見えないんですけど

ど、敷地内水路とか道路とか、そういう部分ができるということもないということですか。

議 長 　　いえ、道路は造ります、トラックが行ったり来たりせないかんもんで。

農業委員 　道路はできる。水路はないですか。

議 長 　　水路はないと思います。周辺か、中に……。

事務局 　　開発の審査会に私のほうが出席しまして、先ほどの水源地の関係等については、関係課のほうから特段支障となるような意見は出ておりませんでした。

　　あと、周辺の農地に関してなんですけれども、審査会のほうには地元の行政区長さんであったり、水利委員さん、参加されてあったんですけれども、特段そこからも支障となるような意見というのは出ておりませんでした。

　　あと、道路とか水路、区域内の分につきましては、水路の一部、区域の中に入り込んでいますので、そこはもう付け替えを行うということで関係課のほうと協議が恐らく今も進んでいる状況にはなっています。

　　道路につきましては、公共用地としての道路ではなくて、もう区域内の九星さんが必要とする通路ですかね。トラックが通る通路というのは設けられる予定になっております。以上です。

議 長 　　よろしいですか。

　　ほかにありませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　ないようですので、審査表の説明をお願いします。

事務局 　　農地法第5条の許可につきましては、議案書の13ページに記載しております一般基準という部分と、今回議案書の20ページからに記載しております立地基準のところは判断基準となるわけでございますけれども、今回5条認可申請、まず13ページの一般基準でございますけれども、こちらは書類上の審査であれば、資金計画であるとか、必要最小限、地区計画区域内であるとか、また農地改良につきましては作付計画があるという内容でございますので、開発許可の部分については現在協議中ということで開発許可見込みというところで整理をさせていただいております。一般基準につきましては、クリアするものと判断できるかと考えております。

次に、20ページからの立地基準でございますけれども、1番の件につきましては、こちらは第2種農地ということで、代替地がないということであれば許可基準を満たすものでございます。

2番につきましては、こちらは農用地区域内の農地でございますけれども、一時的な転用行為ということで、農地に復元する見込みになりますので不許可の例外に該当し、クリアするものでございます。

3番につきましては、こちらは第3種農地ということで、駅から近郊の区域という部分。この付近につきましては用途地域ということで第3種農地に該当してきますので、立地基準をクリアするものでございます。

4につきましては、こちらは申しましたとおり、養鶏場の農業用施設という施設になりますので、不許可の例外に該当するというのでクリアするものと考えております。

5番につきましては、こちらは立地基準的には広がりがない農地ということでございますので、ほかに転用の代替地がない場合は許可できるということで判断できるものと考えております。

6番につきましては、こちらは第1種農地ということでございますが、公益性が高い施設につきましては不許可の例外に該当してきますので、こちらのほうもクリアするものと考えております。

7番、こちらにつきましても第1種農地というところでございますが、この申請地の工場敷地の2分の1以内の面積に該当してくる転用計画でございますので、例外基準等は敷地拡張が既存敷地の2分の1以内であれば許可できるという基準に該当してきますので、クリアするものと考えております。

最後に、8番でございますけれども、こちらは第1種農地ということでございますが、やはりこちらのほうも公益性の高い施設というところに該当していますので、立地基準等は不許可の例外に該当して、許可できるものと考えておりますので、今回申請の件につきましては、一般基準、立地基準等、クリアするものであると判断できますので、書類上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に入りますが、第5条は1番から8番までありますが、4番、5番、6番は分けて採決を行いたいと思います。

1番、2番、3番、7番、8番を一括で審議したいと思います。今言いました番号の申請に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

4、5、6を除いたものは許可相当と判断いたします。

続きまして、4番の櫻井の [REDACTED] の件、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(挙手 11人)

議長

過半数。賛成多数とみなしまして、許可相当と判断いたします。

続きまして、5番、芥屋の分ですね。これは、協議がまだ調っていないということなので、これを許可相当と思われる方の挙手を求めます。

(挙手 0人)

議長

では、継続審議といたします。

続きまして、6番、池田の老人ホームのも協議中という説明だったんですが、これを許可相当と思われる方の挙手を求めます。

(挙手 7人)

議長

6番は継続審議といたします。

以上で5条の審査を終わります。

ここで1時間半経過しましたので、休憩にいたします。今、31分ですので40分から始めたいと思います。

(休憩)

議長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の68ページをお願いいたします。

議案第114号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

また、御審議の後に、受理相当となりましたら監督委員の指名もございますので、併せてよろしくをお願いいたします。

議長

これも、第2調査部会が当たっておりますので、報告をお願いします。

調査部会長

農地改良届出について、議案書の68ページをお願いします。

議案第114号「農地改良届出について」報告いたします。

番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

事務局

大変申し訳ございません。

議案書68ページでございます。今、部会長がおっしゃった農振区分でございしますが、農用地が正しいので誤植ということでもあります。除外地のほうを農用地に訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長

ただいま報告がありました案件について、質問を受けたいと思います。何かございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に入ります。

申請に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

賛成多数ということで、受理相当といたします。

監督委員の指名をいたします。

前原地区でございますので、丸山文子委員、お願いします。

議長

では、次の議事に入ります。

事務局。

事務局

議案書の74ページをお願いいたします。

議案第115号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。

今回、3件ございます。読み上げて、提案とさせていただきます。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

次に、番号2番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

なお、こちらの1820番の3につきましては、農振区分が除外地ということでございますけれども、こちらは推進機構が行う税法上の特例の適用はないんですけれども、今回この1819番1をメインでの農地の取引となりますので、こちらと隣接した土地につきましても所有権移転の分については可能でありますので議案に載っておるという状況でございます。続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上3件でございます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの説明に対して、質問をお受けいたします。どなたかございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。この集積計画に同意される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。賛成多数とみなし、利用集積計画は可決されました。

議長 次の議事に移ります。

事務局 議案書の76ページをお願いいたします。議案第116号「令和5年度最適化活動の目標設定について」御審議をお願いいたします。

こちらの最適化活動の目標設定につきましては、令和4年に通知が来たところでございます。令和4年に、農水省の経営局長の通知によりまして、最適化活動の目標設定をしてください。あわせて、公表をするようにという内容の通知でございます。

こちら、毎年5月頃の農業委員会の適正な事務実施の公表と内容はかぶるものがございますが、内容のほうを説明させていただきます。

まず、今回の目標設定につきましては77ページからとはなりますけれども、こちらの1番の農業委員会の現在の体制ということで、任命日等に

つきましては令和4年4月1日ということで、任期満了が3年後の7年3月31日ということでございます。

農業委員定数は19でございます、19ということで、認定農業者、女性農業委員、40代以下、中立委員というところでこちらの内訳、現状の記載をしております。

最適化推進委員についても34名の担当地域が14というところで現状のままの設定とさせていただきます。

次に、農家戸数につきましては、こちらはセンサスの内容のとおりでございますけれども、こちらは県の指導によりまして、平成27年のセンサスの数字を使うようになりますので、2027ではなく、平成27年のセンサスの数字でございます。

右側の認定農業者等の数値につきましては、令和4年度の最終的な数値でございます、認定農業者が366というところ、認定新規就農者数、農業参入法人につきましてはこちらの記載の数値となっております。

次の一番下の表でございますが、こちらは農地台帳の面積でございます、4,200ヘクタールで田んぼが3,480ヘクタール、畑が720ヘクタールでございます。

次に、78ページに行ってくださいまして、こちらは農地の集積状況でございますけれども、こちらは令和4年度につきましては2,230ヘクタールを設定できております。こちらにつきましては、認定農業者への集積面積でございます。

次の②の目標の下段でございますけれども、こちらの設定目標といたしましては4,200ヘクタールに対して80%以上の設定目標でなければならないという基準でございましたので、まず今年度末の集積面積の累計につきましては3,360ヘクタールで、こちらの上の数字、1,130ヘクタールにつきましては3,360に達するまでに1,130ヘクタールの集積が必要だということでの記載となっております。

次に、遊休農地の解消でございますけれども、こちらは令和4年度の利用状況調査によって判明した面積の記載でございます。

148ヘクタールございまして、緑、黄色につきましてはそれぞれ緑色が59ヘクタール、黄色の分については89ヘクタールというところでの内訳でございます。

なお、緑と黄色につきましては、再生が可能というところでの判定ではございますけれども、再生がよりしやすい部分が緑色で指定した部分でございます。黄色については、ちょっと緑色よりは再生が困難だといった農地の面積でございます。

次に、②の目標の設定につきましては、今回目標設定におきましては、令和5年度から令和9年度の5年間で解消の目標を立てるようになりますので、初年度につきましては5分の1の約12ヘクタールを目標設定とし

ております。

次の黄色部分の遊休農地の解消につきましては、こちらは随時ということでございますので、緑色の解消に向けて、かつ黄色い部分もということで、2ヘクタールの目標設定としているところでございます。

次に、79ページでございます。

新規参入の促進ということでございますけれども、こちらの一番上の表につきましては、直近3年間の実数を記載しております。

この目標につきましては、こちらの目標設定の基準といたしましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の農地法3条の許可であるとか、利用券を設定して新たな耕作者ができた面積の平均の1割以上ということでの目標設定となりますので、こちらは3か年の平均の1割ということで72ヘクタールを新規参入者への設定という目標をつけております。

次に、最適化活動の活動目標ということでございますけれども、こちらは(1)番につきましては、推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということでございますので、1月当たり5日程度ではないかと記載しております。

次に、活動強化月間の設定目標ということで、こちらの設定目標につきましては、年3か月半を強化月間として設定が必要だということでございましたので、利用状況調査と調査後の農地の意向確認という形で設定目標ということで記載させていただいております。

次の(3)の新規参入相談会への参加目標ということでございますけれども、こちらの設定目標の設定の基準といたしましては、県や市町村が実施する新規参入相談会には1名以上の農業委員等、推進委員の参加が必要であるということが基準でございますので、県や市が実施する相談会につきましては1名以上の参加という記載で目標設定をしているところでございます。

以上、77ページから79ページが今回の設定となりますので、こういう記載で目標設定等を行いたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、公表につきましては、またこの内容が決まりますと4月中にホームページで公表という形を考えております。よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまの説明に対して、質問、意見のある方、挙手をお願いいたします。

ないですか。

農業委員

よろしく願いいたします。

いろいろ、ちょっと資料を見せていただいて、ちょっとこれは間違っているんじゃないかなあと思って。農業委員の人数は19名、これは合って



いるんです。40歳以下の人が1人ここにおられるということですけど、40歳以下って誰かいますか。

事務局           こちらは40代以下ということで、40代も含めた人数ということとなります。以上です。

農業委員           分かりました、すみません。

議 長           ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           ないようですので、採決に入ります。  
原案に同意される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           挙手多数とみなし、同意されました。

---

議 長           次の議事に入ります。

事務局           議案書の80ページをお願いいたします。  
議案第117号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた農地の別段面積（下限面積）の廃止について」御審議をお願いいたします。  
提案については、事務局のほうで行います。

事務局           資料につきましては、81ページのほうになります。  
議案第117号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めた農地の別段面積（下限面積）の廃止について」。  
これにつきましては、以前農地法に基づきまして、通常50アールの下限面積というふうになっておるんですけども、糸島市内におきましては、下の表に書いておりますとおり、姫島は単独で考えると農地の面積が少ないということで、特段の面積ということで10アールで定めておりました。また、今までかなり多くの案件があったと思うんですが、住宅に附属する農地の権利取得につきましては0.01アールから取得ができるということで、糸島市独自で定めておったわけですけども、今回ちょうど来月、4月1日から農地法の改正が施行になりまして、この50アールの

下限面積そのものがもうなくなるということになりましたので、今まで糸島市内で独自に定めておりました別段面積、これも廃止の必要があるというふうになりましたので、今回提案をさせていただいております。

あわせて、この別段面積につきましては、定めたときに市のほうで告示を行っておりましたので、また廃止をこの場で承認いただけますと、廃止しましたということでもた告示を行うようになります。

今回のこの議題に合わせまして、住宅に附属する農地の別段面積の取扱い基準に関する内規というのを定めておりました。それから、同じく住宅に附属する農地の別段面積の取扱い基準、それぞれ定めておったわけですが、併せてこれも廃止するという形で提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。

ただいまの説明に対して、質問、意見がある方、ないですか。よろしゅうございますか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決に入ります。

この基準の廃止に同意される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員の同意がありましたので、廃止に同意ということにいたします。

議長

これで全ての議事が終了しました。

その他へ移ります。

事務局

今回の議案のほう、御審議いただきましてありがとうございました。

それでは、議案書の82ページからでございます。

こちらの82ページにつきましては、非農地証明願の発行状況ということで御報告のほうとしております。

今回、令和5年2月27日に、次の案件5件でございますけれども、この部分につきましては、地元の農業委員さん、地元の推進委員さんの現地調査によって、こういうように結論づけております。

1番から4番につきましては、非農地証明相当という結果でございましたし、5番につきましては否決という内容でございました。こちらは3月

3日付で非農地証明書発行と併せて非認定通知のほうを発送しておる状況でございます。

地図につきましては、83ページから86ページにつけておりますので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

次に、87ページでございますけれども、議案審議のほうでもちょっと出ましたけれども、あっせんのでんまつということで、こちらを掲示しております。

次に、88ページでございますが、こちらは第9回の農政対策委員会の報告になります。

委員長のほう、よろしくお願いいたします。

副会長

農政対策委員会のほうから報告いたします。

2月17日に開催したんですけれども、協議としましては、ここに書いてありますように、農地法第3条の許可申請についてということと、それから下限面積廃止に伴う内規等の廃止についての協議をしております。

ここに書いてありますように、協議の内容の中の黒丸のところですね。ここの辺りをまとめて事務局のほうから報告してもらいたいと思っております。

あと、地域計画策定についてと、あとあります最適化推進委員さんの委員研修についての内容について、ちょっと話をしております。

では、説明をすみません、お願いいたします。

事務局

こちらは、今回議案書のほうの別冊の資料でつけておりますとおり、3条の審査の考え方というところで、また別紙の資料をつけておりますので、3条の下限面積、5反要件の廃止に伴いまして、協議のほうをいただいております。

考え方につきましては、また次のときに別の項目でお話ししたいと思えますけれども、まずやっぱり5反面積の要件が廃止になったということで、農政対策委員会のほうでも、誰でも用地が取得できるという安易な考え方をどうやって制限をかけるかというところがございます。

この部分で、まずは書類記入の部分で、しっかり御本人にも自覚していただいた内容で記入してもらわんといかんというところで、書類審査のほう、こちらも後から出てきますけれども、こういう記入漏れとか、きちんと地元ないし現地を見ているものかというところを確認しながら、まずはその方法しかないだろうと。仮に、1回目パスしたとしても、農地をつかっていないということであれば1回目の書類記載のほうが生きてきますので、2回目はもう受け付けないよというような対応ができるだろうという方向性で協議いただいております。

下限面積の廃止につきましては、先ほど審議いただきました内容での提

案というところで確認いただいております。

なお、こちらの下限面積の廃止のときにも出たんですけれども、経営面積50アール以下、50アールというところが糸島市の下限面積でございました。確認でございますけれども、糸島市の農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業のあっせん売買の件で、こちらに影響するのかわいところも出ましたけれども、このあっせん基準につきましては影響しませんというところで、何でだと申しますと、あっせんの要領につきましては市内の平均規模以上、これが150アールという取決めでございますので、150アール以上という部分は平均規模というところで動きようがないんですね。今回の下限面積の廃止があつたとしても、経営面積150アール以上の要件につきましては変更がないということで確認をいただいております。

なお、こちらの下限面積の廃止の審議につきましては、こちらは概要の下に書いていますとおり、令和5年4月10日の総会ということでございますので、次回の総会から、ひょっとしたら、今うちのほうにも問合せが多くあつております。5反じゃなくても買えるんじゃないろうというような問合せが多数あつておりますので、4月の審議からこういう案件が出てくるかと考えておりますが、4月10日から審議対象となるというところで確認をいただいているところでございます。

農政対策委員会の報告としては以上でございます。

それでは、次に89ページにつきましては、農地対策委員会B班の報告でございます。よろしく申し上げます。

農業委員

それでは、B班の報告をいたします。

2月21日に現地を確認してもらっています。

まず、1番から報告していきます。

ここは農振農用地で、何かの作付跡があつて、農地管理はされておりましたが、その一部、約7坪ほどの小屋らしきものの骨組みができていた状況でありました。闇小作のため借受人が分からず、所有者に連絡の上、工事の中止とその後の対応をすることとしております。

次に2番ですが、新規就農者の耕作確認に行ったわけです。

180、185、186番地は水稻作付跡がありましたが、184、191-1番地では作付された様子はないものの、農地管理はされておりました。

これまでもよく似た事例が幾つかあつたように思いますが、5反要件がネックになり、本人の希望しない土地や条件の悪い土地でもやむを得ず購入や借地をしなければならなかったこともその一因かもしれませんが、まずは耕作指導をするようにしております。

次、3番を飛ばして4番に行きます。

ここは、当時から工期に間に合わず、心配していたところです。工期が本年10月6日までとなっているため、昨年5月にもその進捗状況を見ております。当時は20%ぐらいの達成率かと見ておりましたが、今回もあまり進んでいなく、30%ぐらいではないかと見ており、果たしてどうなるかと心配をしております。まずは10月6日までの仕上げ指導をすることとしております。

次は、3番と5番をまとめて報告いたします。

この■■■さんにつきましては、先月の総会で大字東の農地約15アールのうち、約5割の賃貸借権設定の5条許可申請があり、審議の結果、オーケーとなりましたものの、残り約10アールの作付計画はどうなっているかと意見が出たところです。

これに伴いまして、ここ2年ぐらいの間に自宅からかなり離れた農地の購入があちこちに点在しているが、耕作状況を確認したほうがよいのではということで、今回の調査に至ったわけです。

その利用状況はといいますと、ほとんど皆無に近い状況でありました。作付があったのは3番の■■■517、518番地と5番の■■■468、469番地のみでした。

■■■の農地517、518番地は、昨年9月にあっせん売買で購入されており、水稻作付は前地権者がされたものと思われます。

また、■■■の農地にはキャベツが栽培されていましたが、これは期間借地で第三者の作付でした。表作はどうだったかといいますと、稲作は作付されてなく、キャベツの借受者が夏場に2回程度の草刈り管理を行った上にキャベツを作付されたそうです。

そのほかの農地においても全く作付がなく、特に6番の■■■714-1、776-1番地については全くの耕作放棄状態で、セイタカアワダチソウ等の枯れ草が伸び放題でありました。

このような作付管理状態からして、あっせん譲受候補者名簿から削除したほうがよいのではという強い意見も出ましたが、法的にはそれができないということでした。

■■■氏からは、これからも農地購入の許可申請が出てくると予想されますので、そのときはさらに慎重に審議する必要があるかと思われますので、よろしく願いをいたします。

それから、余談になりますが、先ほどあっせんの譲受候補者の対象者の2人のうちの1人が■■■氏になっておりましたが、今報告したような状況から、再度慎重に検討していただいたほうがいいのじゃないかと考えております。以上です。

事務局

■■■の分の作付の分ですね。この分、今回水稻耕作台帳のほうを確認したんですけれども、新しい方が載っていなかったんです。恐らく、貸借地を

確認されたのは口頭契約の分じゃないかなと思うんですね。闇小作じゃないかなと。

農業委員            そうです。闇小作だと思います。

事務局               闇小作ですよ。ですので、キャベツの作付の確認はできたという報告になるかと思います。闇小作は認められないということになりますから、実際こうでありましょうけれども、全体的には作付されていなかったというところで、B班の報告、■さんについてはそういう件だと思いますけれど、期間借地が利用権等で表立った契約ではないので、その分についてはちょっと違うんじゃないかという発言をさせていただきました。以上でございます。

農業委員            すみません、訂正させていただきます。

農業委員            さっきもありましたように、あっせんの候補者も■さん、同じ方はちょっとまずいんじゃないかなあと思います。

事務局               田中委員長のほうからもありましたように、あっせんの譲受候補者から削除という部分の規定がございませんので、委員長のほうがおっしゃったように、慎重な判断が必要ではないかというところはこの場で確認できるかと思しますので、落とすという部分についてはできませんけれども、今後進めていく上ではそういうところの確認が必要だということの報告でございましたので、御理解いただければと思っております。

議 長                中原委員。

事務局               雷山のほうは、田んぼは去年と今年買ったばかりで、こういうふうな形であるというのは本人のほうに伝えて、きちんと作付をやっていただきたいと。あと、■のほうにつきましても、推進委員の方とも話をしますので、併せて今後是正するように指導していきたいと思います。

議 長                よろしくをお願いします。

農業委員            さっき委員長が言われたように、■の田んぼのことなんですけど、話を聞いたら、このキャベツを作っているほうの人間から話を聞いたんですけど、購入したときにまだ稲の苗が間に合わなくて作付できないと言われたと言っていたんです。だから、購入時期とそれがまだ合っていないにしても、多分管理が、草刈り等はできていなかったんで、まだ全然あれだとは

思います。

議 長

キャベツは、稲をやられる前に・・・。

農業委員

キャベツは、もともと■■■さんに売られる前の地主の方のときから作ってあったんだと思います。何も作らないまま置いてあったんで、その言われた開小作で、草刈りはするから冬の間は貸してくれというような約束でキャベツを作らせてもらっているということでした。

議 長

では、指導の方もお願いいただきたいと思います。

事務局

大変申し訳ございません。

議案のほう終了したということですが、先ほど農地法第5条の御審議をいただいた中で、受付番号5番、■■■の分でございます。

この分につきましては、御審議の中で4、5、6それぞれ検討していただいたわけですが、■■■の分につきまして地元協議が調っていないという中で御審議で賛成がいなかったという状況でございますけれども、先ほど担当者等に確認したところ、こちらは水路協議のほうは調ったというところで、時間差でございますけれども確認ができました。

今回、賛成ゼロというところの意見としましては、水路協議が調っていない状況というところが原因であったかと思われま。大変申し訳ございませんが、今回確認の状況が変わったということで、議案として再度審議いただけないかなと存じます。

すみません、5番の件につきましては調ったということで先ほど確認しました。

今、6番の■■■、こちらの特養老人ホームの分につきましても瑞梅寺の部分の報告が合っていないという状況のままでありましたけれども、先ほど確認したところ、整っているということでございます。

事務局

6番の状況について、説明が不足しておったと思われま。説明を追加させていただきたいと思っております。

まず、1つ目の多面的支払交付金事業の対象地となっているというところについては、これは後日、報告を■■■のほうに協議といいますが、こういうふうに、要は農用地から除外地になった場合に対象外になりますので、その報告をした上で地元組織のほうには報告をしておりますというような内容を農地政策課としては報告をいただければいいというのが1つ。

それから、2番目の瑞梅寺川水利調整委員会の対象地。これは、瑞梅寺川から取水をしておる圃場については10アール当たり幾らということで水利調整委員会のほうに賦課金を払われております。その対象地となって

おるので、その分についても地元のほうに伝えておってくださいというような内容です。

その2つ下、農繁期の際、水路が満水になるおそれがあるため地元協議ということにつきましては、今回転用される施設から水路に排水をされる場合に、満水になった場合に流れにくい状況が起こると。そういうものについてはよく協議をしていただいとおかんと最終的に施設のほうで水が流れないという状況が起こるので、その確認をしてくださいという表現です。

なので、この点については、転用においてこれをしておいてもらわなければいけないというものではなく、建設課の下から2番目の道路及び道路敷を行う場合は、道路施工承認申請を提出すること、こういった類いのものに当たるということで、判断の基準としてはそのようなものになるのかなというふうに考えますので、補足として説明をさせていただいた上で、再度御審議のほうをお願いしたいというふうに思います。

議長

議案書の22ページですね。5条の分ですが、5番目と6番目は協議が調っていないとか協議中ということで別で採決を諮って賛成が少なかったということで継続審議にしておりましたが、ただいま事務局のほうから説明がありまして、調ったという報告でありました。

5番と6番につきまして、質問を受けたいと思いますが、質問、意見のあられる方は。再度、審議したいと思いますので。

よろしゅうございますか、この説明で。

(質問、意見なし)

議長

それでは、5番と6番について、許可相当と思われる方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

5番と6番は許可相当ということで認められました。これは許可相当ということに変更したいと思います。

事務局

申し訳ありませんでした。

今後、このような紛らわしい判断の材料となるようなものについては書き方としてしっかりと記載をするということ、当然議案書のこの資料の提出から総会までの間に少し時間がありますので、その辺の部分の確認も今後慎重にさせていただきたいと思っておりますし、必要であれば担当者の出席等も求めていきたいと思っております。今後、このようなことがないように注意させ



ていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

議 長

それでは、5条の審議を終わります。

事務局

すみません、ちょっとイレギュラーな形で審議いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、議案書のほうに戻りまして、91ページでございます。

この件につきまして、2月分の経営改善計画の認定一覧表でございますので、御一読いただければと思います。

その他、(6)でございます。

農地法第3条審査の考え方ということで、こちらのほうでございます。

こちらの別冊の資料をつけておりますけれども、こちらは農政対策委員会のほうで話し合いいただいた内容を含めたところで掲載しております。この分につきましては、農地法第3条審査の考え方ということでございまして、やはり下限面積の撤廃はございましたけれども、各項目立てで書いておりますけれども、やはり①でいきますと、申請人が本人でありとか、また世帯につきましては農地取得は農地の全てにおいて効率的な耕作が必要であるという部分については残っておりますよと。ここら辺を強く見ていきますよと。

2番につきましても、農作業に必要な農業従事の日数、原則的には150日以上でありますけれども、こちらは作物によって150日以下の部分もありますけれども、必要な従事日数はきちんと記載していただくというところを書類上、確認しようというところでございます。

③につきましても、こちらは本人もしくは世帯のほうが適正管理できるかという要件につきましても、労働力である、機械の状況がある、所有もしくは借用があるという部分、技術の面など見て、こちらのほうも審査のポイントで、また重視していかなければならないんじゃないかというところで考え方をお示ししております。

④につきましても、こちらは農地の効率的利用という部分もありますけれども、周辺農地における営農に支障がないかという計画であるのかというところもポイントとして、また重視して判断しなければならぬんじゃないかということでもあります。

こちらの部分につきましては、農業委員さんのほうについても確認書等でしていただくわけでございますけれども、こういう基本的な考え方は残っておりますし、5反すぐ買えるという部分を簡単に思われぬように、よくよく目を通してしていただければなということなんです。

次のページ、②で示す項目とかと書いていますけど、農地法第3条の許可申請につきましては、こういうところが随所に出てきます。確認書にきちんとした記載があるかというところをきちんと見た上で確認をしていた

なければなということ資料をおつけしております。ちょっと色が薄いのでなかなか見にくいかもしれませんが、こういうところで、特に②に示す事項というところで、ページをめくって右側になりますけれども、周辺農地との関係というところにつきましては、きちっと書いていただきたいと。地域の役割分担ということで、こちらは営農に参加することになりますので、こちらの記載のほうも具体的なものを書いていないと確認書を書かないようにしていただきたいというところでございます。

次のページをめくりますと、営農計画書の書式がございます。

こちらにつきましては、農政対策委員会の中でも意見が出ておりました。従前の営農計画書の見直しが必要じゃないかというところで、こういう営農計画書というところで、より詳細な部分、農地の所在、面積、10アール当たりの収穫量というところで、こういう計画を立てていただいた上で審査をしたいということですね。労働力につきましても、きちっと記載をしていただきますので、農地法の3条の許可申請のほうにもかぶるかもしれませんが、きちっと埋めていただくと。右側の農業技術の習得につきましても、研修期間があるのかないのかを含めて、ない場合はどうやって作付するものなのかということも記述いただくという中で、こういう書式をつけております。

次の4項目の農業機械というところにつきましても、今後借りる予定なのか、取得する予定なのか。継続していくには、必ず必要な機械というものがございますので、こういう記載があるのかというところもきちんと見ていただくということでございます。

5につきましても、当然収入がないと営農が継続できないというところでございますので、こちらのほうも販売先等、販路等も記載をきちんと書いていただくということで考えております。

最後のページ、収支計画でございますが、こちらについても数字を記載していただくということでございます。

7番につきましては、その他の参考事項ということで、きっかけ・動機という部分と今後の目標ということで、今後どういう形で農業を継続していきたいとか、規模を拡大していきたいとかという部分についても書いていただくということで考えております。

なお、この営農計画書につきましては、本日のこの議会で確認いただいた後、明日以降、新たな3条申請、特に経営面積が50アールに満たない方の部分につきましては、この営農計画書をもって、きっちり書類上の審査もこれに加えていきたいと考えております。

農地法第3条についての考え方については以上でございます。特に、営農計画書は明日以降、使っていきたいと思っておりますので、この場で確認できたらと思っております。よろしく申し上げます。

議長

3条の確認申請をもらいに来られますよね。そのときに、これがきれいに書いてあるか、表だけに判を押すんじゃなくて、添付書類も目を通してもらってきれいに埋まっておるかとかというところを皆さん確認しながら、確認書に判を押してもらいたいということです。

いいですか。よろしくお願いします。

副会長

農政対策では、いろんなことを話し合っ、事務局にまとめて書いてもらっていますけれども、今まで第3条の支障なしとか、そういう書くところがありましたけれども、これからはちょっと詳しく、皆さん書いていただくようお願いしたいということでございます。

ちょっとどうなるか分かりませんが、今度新しくそういう方が面談とかに来られたときに、こういう計画書とか、かなり慎重に面談とか計画を見ながら進めていかなきゃいけない問題ですので、ちょっと大変だと思えますけれども、これからちょっとそういう形になりますので、皆さんよろしくお願いします。まだ、どうなるかよく分からない状況です。どんな人が来られるか分からないので、ちょっとそこら辺のところは、この営農計画書とかを見ながら詳しく書いてもらいながら、面談を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

何か質問とかないですか。

農業委員

新規の場合は面談ありですよ。面積が狭くても。既に少しだけ持っている方は面接をもうしないと。

事務局

今回、農政対策で話した内容、まず当該の部分については、農政対策委員会で御審議いただいた内容としては、新規就農は当然ゼロから始まるのもそうなんですけれども、合計面積が50アール以下の方、全員面談の対象となると。

例えば、今1反、1,000平米を相続か何かで所有地を持っておって、次に4,000平米以下の権利設定が出てきたときは、足しても50アールを超えないじゃないですか。そういった場合は全員面談ということと考えております。新規就農もそうですし、経営面積50アール以下の方については、割り振りができないといいますか、判断がつかないので、面談で継続してできるかというところで絞り込んでいこうという考え方でございますので、今の質問については面談ということになります。

今回、農政対策委員会だけ知っている情報があってもいけませんので、こういう下限面積に特化した部分について、決めた内容については改めてまた委員さんのほうに提出をいたしますので、統一した見解でいけるように、事務局のほうからもこういう内容ですと。今回の仕様、カラーのほうが見やすいと思いますので、そういうのも含めて、また報告等させていた

だきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

3条の農地取得は、あくまでも農業をするための農地取得です。投機目的ではありませんので、そこはそういうふうなところへ戻していこうという判断でございます。

いいですか。

農業委員

今度、地元の方が農業をしたいということで申請に市役所へ来られるんです。最後の6、収支計画を見たら、作付計画、販売はされないんです。備蓄用に作る。倉庫建てて米をいっぱい保管したいと。そのときはどうするんですか。農協に販売しなさいと言っていいんですか。

事務局

その部分については、全体の審議となりますので、申請が出てきた段階でしか考えられないと思います。ただ、今回の農政対策のほうでも御協議いただいた内容としましては、計画した営農を捉えると、販売農家じゃなくてもいいよねというところがありますので、農地を荒らさないでする場合というところがありますから、どういうところで根拠を持っていくかというのは、それはもうみんなの判断やろうということでございますので、申請が出てきた段階で、結局そういうところを含めて、書類をきちっと書いていただいて、何を審査するのかのポイントをきちんと書類上、記載していただいて、分からなかったら書いてくださいというところまで指導した上で、そういう細かいものもきちっと書面上、書いてもらうというところが今後強めていくところじゃないかなと思います。よろしく願いします。

農業委員

分かりました。伝えておきます。

農業委員

実際的に、家庭菜園なんか、そういうときにはこの内容を書けない場合がたくさんあると思うんです。その場合はどのようにしていったら。農業委員会で承認をしていただけるのかどうか。

事務局

今、申し上げたとおりで、この内容をきちっと書けない分はこうだから許可できんとかというところを皆さんで判断いただくこととなりますので、家庭菜園だから販売計画はありませんということをきちっと書いてもらえばいいと思います。ただ、あとは何でというところは総会で判断していくこととなりますので、そういうのをきちっと聞き取って書いていただくというところが一番重要なところじゃないかなと。

議長

すみません、この話、まだ推進委員会議でもやりますのでね。

ちょっと後の準備もありますので、これで締めていいですかね。すみません。

事務局

すみません。後があるということで、進行させていただきます。  
1ページに戻っていただきまして、今後の予定でございます。

**【資料に基づき説明】**

では、訂正のほうが終わりましたら、閉会とさせていただきます。

すみません、今日はばたばたといたしまして大変申し訳ございませんでした。閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いします。

副会長

本日も慎重審議ありがとうございました。

今日は早く帰って休んでいただく方もいらっしゃるかと思いますけれども、この後、推進会議とかありますのでよろしく願いいたします。また、その後、懇親会等もありますので、最後まですみません、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第13回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和5年3月10日

議長

- 2 番 井 上 孝 治  
議事録署名人
- 3 番 丸 山 文 子
- 5 番 原 田 正 成